

誰でもわかる、必見コピペNO.3（靖国問題）

1. マスコミの扱いについて

■靖国参拝訴訟：憲法判断せず、原告の敗訴確定最高裁判決 毎日新聞 2006年6月23日

小泉純一郎首相の靖国神社参拝は政教分離を定めた憲法に違反するとして、全国6地裁で起こされた計8件の訴訟のうち、関西在住の日本人と韓国の戦没者遺族ら278人が国や首相に損害賠償などを求めた訴訟で、最高裁第2小法廷（今井功裁判長）は23日、原告側の上告を棄却した。判決は「参拝で原告の法律上の権利や利益が侵害されたとは認められない」と述べた。

歴代首相の靖国参拝を巡る初の最高裁判決だったが、憲法判断や参拝が私的か公的かの判断を示さないまま、原告側の敗訴が確定した。原告側は「首相の参拝によって、公権力からの干渉を受けずに戦没者をどのように祭るかを定める遺族の権利を侵害された」と主張し、1人1万円の賠償を求めた。第2小法廷は「人が神社に参拝する行為は、他人の信仰生活に対して干渉を加えるものではない」と指摘。「自分の心情や宗教上の感情が害されて不快の念を抱いたとしても、ただちに損害賠償を求めることは出来ない」と述べ、参拝を巡る憲法判断に入らずに請求を棄却した。同種訴訟に大きな影響を与えることになる。

この訴訟は大阪地裁で起こされた第1次訴訟。1審は04年2月、公的参拝と認め、憲法判断には踏み込まず請求を棄却。2審・大阪高裁は05年7月、公私の区別も憲法判断も示さず原告側控訴を棄却した。この2件を含め、この日までに12件の判決が言い渡され、賠償請求はいずれも棄却されているが、福岡地裁判決（04年4月）と大阪2次訴訟の大阪高裁判決（05年9月）が違憲判断を示して確定した。【木戸哲】

■2006年6月25日 産経新聞社説【主張】靖国最高裁判決 首相は堂々と昇殿参拝を

<http://www.sankei.co.jp/news/060625/morning/editoria.htm>

小泉純一郎首相の靖国神社参拝をめぐる訴訟で、最高裁は「原告らの法的利益が侵害されたとはいえない」として原告側の上告を棄却した。極めて妥当な司法の判断といえるであろう。

判決理由で裁判長は「人が神社に参拝する行為自体は、他人の信仰生活などに対して圧迫、干渉を加えるものではない」としたうえで、「内閣総理大臣が靖国神社を参拝した場合でも異なるものではない」と指摘した。

また、原告は首相の靖国参拝が憲法の政教分離原則に反するとして違憲の確認を求めていたが、「それ以外の点について判断するまでもない。訴えの利益がない」として憲法判断をせず、原告の違憲確認要求を却下した。

簡明にして要を得た判決である。憲法学者の中には、「傍論で憲法判断を示してもよかった」という意見もあるが、主文と関係のない傍論には法的拘束力がなく、あえて憲法判断に踏み込む必要はないだろう。

原告団は日韓の戦没者遺族ら278人で構成され、「小泉首相靖国参拝違憲アジア訴訟団」と称している。1審・大阪地裁では、傍聴席から野次が飛び、静粛な雰囲気妨げられたこともある。ほかにも、全国各地で同じような靖国訴訟が起こされており、裁判所を政治闘争の場に利用することは許されない。

政界では、9月の自民党総裁選に向け、いわゆる「A級戦犯」分祀（ぶんし）論や靖国神社の非宗教学法人化論、無宗教の国立追悼施設の提言など、靖国問題を大きな争点にしようとする動きが活発になっている。靖国神社は遺族らが静かに戦没者を慰霊、追悼する場である。政争の具とすることは避けたい。

小泉首相は毎年1回の靖国参拝を続けてきた。昨年10月だけ、一般参拝者と同様、スーツ姿で社頭参拝し、一拝して黙祷（もくとう）した。その前月、大阪高裁が傍論で首相の靖国

誰でもわかる、必見コピペ NO.3（靖国問題）

参拝を違憲とする判断を示したため、公人でなく私人としての参拝を強調したようだ。

今回の最高裁判決は、首相の靖国参拝の公私の区別には触れていないが、首相就任後初の平成13年8月の参拝について判断したものだ。そのとき、小泉首相はモーニング姿で「内閣総理大臣」と記帳し、昇殿参拝した。このように堂々と参拝してほしい。

■2006年6月25日 朝日新聞社説「靖国参拝 肩すかしの最高裁判決」

靖国神社に小泉首相が参拝したことは、憲法が定める政教分離の原則に違反するのだろうか。この問いに、最高裁は合憲か違憲かを判断しないまま原告の請求を退けた。

身内を靖国神社にまつられた日本と韓国の遺族らが、「01年の首相の参拝によって精神的な苦痛を受けた」として、損害賠償を求めている。憲法違反の首相の参拝は身内をどのようにまつかを定める遺族の権利を侵す、というのだ。

最高裁が示したのは、他人が特定の神社に参拝することで不快の念を抱いたとしても、ただちに損害賠償の対象にはならない。そんな理屈である。首相の靖国参拝に対する司法判断を求めて提訴した原告には、肩すかしの判決となった。

一連の靖国参拝訴訟では、地裁や高裁で、「首相の参拝は違憲」という判決と、憲法判断をしない判決に二分されている。だからこそ、初めての最高裁の判断が注目されていた。政教分離という憲法の大原則について最高裁が判断を避け続ければ、「憲法の番人」としての役割を果たせないのではないか。

憲法は「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と定めている。首相の行動が、過去の歴史を踏まえて導き出されたこの規定に反していないかどうかを厳格に判断する。それが裁判所の頂点に立つ最高裁の使命ではなかったか。

でなければ、首相らが政教分離に反する行いをしたと国民が考えたとき、どこに訴えたらいいのだろう。

小泉首相は「判決は妥当だ」「哀悼の念をもって靖国神社に参拝するのは憲法違反だとは思っていない」と述べたが、誤解しないでほしい。最高裁は「参拝は合憲」とお墨付きを与えたのではない。

私たちは、首相に靖国神社の参拝をやめるよう求めてきた。

靖国神社は終戦まで国家神道の中心にあり、軍国主義のシンボルだった。今の首相が戦没者を弔う場所として、ふさわしいとは思えない。

A級戦犯がまつられていることには、中国や韓国が激しく反発している。侵略戦争や植民地支配の被害者という立場からすれば、当然のことだろう。

対外的な問題だけでなく、首相の靖国参拝には政教分離に反するのではないかという憲法問題がつきまとっている。自民、公明、民主3党の有志議員による国立追悼施設の提言も、首相の靖国参拝に関して「憲法違反の疑いがある」との見解を示している。

最高裁は97年、愛媛県が靖国神社に納めた玉串料などの公費支出について「宗教的活動にあたる」として、違憲判決を出した。政府と自治体、参拝と玉串料という違いはあるが、政教分離原則を厳格に考えれば、靖国参拝についても違憲判断が出てもおかしくない。いずれにせよ、最高裁は首相の靖国参拝を認めたわけではない。首相には、それを忘れないでもらいたい。

※フォーリン・プレスセンター(FPCJ)は、日本新聞協会と経団連(現在は日本経団連)の共同出資により、1976年に財団法人として設立されました(2011年に公益財団法人に移行)。現在日本では、36カ国・地域の外国メディア186機関の記者620人(FPCJ調べ、2013年2月5日現在、国/地域別の一覧表はこちら)が、日本発のニュースを世界に発信しています。これに加え、数多くの外国ジャーナリ

ストが取材のため訪日しています。FPCJは、これら外国メディアの日本取材や、日本から外国へのメディアを通じた情報発信を支援しています。

■ Japan Brief 小泉首相、8月15日に靖国神社を参拝(FPCJ) 2006年8月16日

小泉首相は8月15日、首相として最後となる6回目の靖国神社参拝を行った。日本のマスコミは、これを最大級ニュースとして扱い、8月15日の各紙夕刊は1面トップ記事に始まり、政治、国際、社会面などで大きなスペースを割き、首相の靖国神社参拝の状況をくわしく伝え、それが日本の内外に及ぼす波紋を報じた。8月16日の朝刊では、朝日新聞が全32ページのうち7ページ、毎日新聞も全26ページのうちやはり7ページにわたり、多面的な検証記事を大量に掲載した。

小泉首相の靖国参拝がこれほど重視されるのは、いわゆる「靖国問題」が、(1)日本の近隣アジア諸国との関係、(2)日本の戦時指導者の戦争責任、(3)戦没者への追悼の在り方、(4)国政指導者に求められる資質など、さまざまな重大問題を内包させているからだ。「靖国問題」がもつこの重みを背景に、8月16日付の全国紙各紙の社説はいずれも、日本は過去の歴史をどのように認識するか、近隣諸国との信頼と友好をどのように醸成するかなどの問題意識を基礎に、日本のあるべき姿を追求するための議論を展開している。

◆ 首相の靖国参拝への中国、韓国の反発

「靖国問題」のもっとも重大な核心部分は、極東国際軍事裁判所（東京裁判）でA級戦犯として断罪された戦時指導者が靖国神社に合祀されていることだ。中国と韓国が小泉首相の靖国参拝をA級戦犯への顕彰行為と非難すれば、小泉首相は「特定の人のために参拝しているのではない。戦没者全体に対して哀悼の意を表するために参拝している」と反論する。双方の言い分がかみ合わないまま、日本と中韓両国の首脳会談が開けないという異常事態が続いている。

読売新聞社説は「いわゆるA級戦犯が合祀（ごうし）されたのは、1978年秋のことだ。翌79年春にそのことが明らかになった後も、当時の大平首相、続く鈴木首相は、従来通り靖国神社への参拝を続けた。それが問題になるどころか、大平首相や鈴木首相は当時中国を訪問して、熱烈な歓迎を受けている。中国首脳の訪日も続いた。中国が抗議を始めるのは、85年8月15日に、中曽根首相が公式参拝の形で靖国神社に参拝して以降のことだ。整合性がないのは確かだろう。その後、中国は歴史問題を様々な局面で日本に対する外交カードとして使うようになった」と指摘する。しかし同社説は続けて、「今後のアジア外交の展開の中で対中外交をどのように構築していくべきかについて、(小泉)首相は説明しなかった。『心の問題』と言うだけでは、問題は解決しないと、小泉首相の説明努力の不足にも苦言を呈している。

朝日新聞社説は「15日は韓国にとって植民地支配から解放された記念日であり、中国にも歴史的な日である。そこに、彼らが『感情を傷つけないでほしい』と中止を望む靖国参拝を(小泉首相は)ぶつけた」と述べ、「戦後60年を迎えた1年前のこの日、首相は戦争でアジアの人々に与えた被害に対し『痛切な反省と、心からのお詫びを表明する』という談話を出した。このメッセージとの落差はあまりに大きい」と近隣諸国の人々の感情に対する首相の配慮の不足を残念がる。

◆ 日本人による戦争責任の検証

小泉首相の靖国神社参拝により、A級戦犯の合祀問題が大きな争点として浮上した。そこから戦争責任問題にいかに対処するかという課題が、日本人に突き付けられた。

誰でもわかる、必見コピペ NO.3 (靖国問題)

日本経済新聞社説は「小泉純一郎首相が8月15日に靖国神社を参拝した。退任間際の参拝であり、その影響は限定的と見られるが、無謀な戦争を引き起こして日本を国家滅亡の瀬戸際まで追い込んだ戦争指導者を合祀（ごうし）する靖国神社への首相参拝は内外の理解を得るのが難しい」と書き出し、「わたしたちはかねて、A級戦犯を合祀する靖国神社に国を代表する立場にある首相が参拝するのは好ましくないと主張してきた。その理由は(1) A級戦犯合祀に違和感を抱く遺族、国民が少なくない(2)首相の靖国参拝は日本がかつての戦争のけじめをあいまいにした印象を与え、外交上得策でない——からである」と書く。

読売新聞社説は「小泉首相は、『A級戦犯』について『戦争犯罪人であるという認識をしている』と国会で答弁している。歴代首相になかった『認識』表明である。靖国神社に『犯罪人』が合祀されているとの認識なら、そこに参拝するということが、矛盾があるのではないか。そもそも『A級戦犯』とは何なのか。これまで、首相が意を尽くして体系的に説明することもなかった」と、戦争責任問題への突き詰めた議論がなかったことに「靖国問題」の遠因の一つを見い出そうとする。

朝日新聞社説は「首相の参拝のあと、日本武道館で開かれた政府主催の全国戦没者追悼式で、河野洋平衆院議長はこう述べた。『戦争を主導した当時の指導者たちの責任をあいまいにしてはならない』。外国に指摘されるまでもなく、日本自身の問題として看過できることではないのだ」と論じる。

◆後継首相に課せられた重い課題

毎日新聞社説は「小泉首相は、近く後継者に首相の座を譲る。終戦記念日の首相参拝は、ポスト小泉政権への置きみやげとなった。次の首相を争う自民党総裁選の候補者たちは、この置きみやげから逃げられない。国内でも、国際社会でも通用するきちんとした回答を用意しておくべきだ」と要望する。また読売新聞社説は「やはり、国立追悼施設の建立、あるいは千鳥ヶ淵戦没者墓苑の拡充など、国としての新たな戦没者追悼の方法について検討していくべきではないか」と提言している。

全国紙5紙のうち4紙までが、小泉首相の靖国神社参拝への批判的な論調を展開する中で、産経新聞社説だけがこの参拝に賛同と称賛の言葉を送っている。「小泉首相はモーニング姿で『内閣総理大臣小泉純一郎』と記帳し、昇殿参拝した。国民を代表しての堂々とした歴史的な参拝であった。小泉首相は5年前の自民党総裁選で、『いかなる批判があろうとも、8月15日に参拝する』と訴え、首相に就任した。当然のことだが、その約束を完全に果たした」、「中韓の内政干渉に対し、8月15日の首相靖国参拝は、国の戦没者慰霊のあり方と外交姿勢をきちんと示した。靖国神社に祀（まつ）られている246万余柱の霊のうち、213万余柱は先の第二次大戦の死者だ。その意味でも、大戦が終結した日の参拝は格別、意義深いものがある」と論ずる同社説は、国内世論の分裂を裏書きするものでもあろう。（了）

■北海道新聞 公式参拝

首相や閣僚が公職の立場で参拝すること。神道方式参拝は神社側が決めた宗教儀式に従って参拝すること。

靖国参拝が三木首相時に政治問題化するまでの歴代首相は、参拝が公式か私的かは示していない。三木氏は「私人での参拝」の条件として《1》公用車を使わない《2》玉ぐし料は私費で払う《3》肩書を記帳しない—としたが、次の福田首相は私人参拝としながらも警護上の問題から公用車を使い、「内閣総理大臣」と記帳するなど定義は揺れた。

一方、神道形式の参拝とは《1》神職におはらいを受けて昇殿し《2》玉ぐしを供え《3》二礼二拍手一礼する—。1985年に公式参拝に踏み切った中曽根首相は宗教色を薄めるた

め玉ぐし料の代わりに供花料を公費から支出し、一礼のみとした。神社側はおはらいもしたが、首相側は「受けていない」との見解を取っている。96年に参拝した橋本氏は昇殿せず、社頭での参拝にとどめた。

小泉首相は閣僚で参拝した際は、供花料と一礼のみの中曽根方式で行った。

■小泉首相の靖国参拝をめぐる違憲訴訟判決

| 裁判所 | 判決日 | 賠償請求 | 公務性判断 | 憲法判断 | 上訴 |
|------------|----------|------|----------|---------------|------|
| 大阪地裁（一次） | 04.02.27 | 棄却 | 公的 | せず | 原告控訴 |
| 松山地裁 | 04.03.16 | 棄却 | 判断せず | せず | 原告控訴 |
| 福岡地裁 | 04.04.07 | 棄却 | 公的 | 違憲 | 違憲確定 |
| 大阪地裁（二次） | 04.05.13 | 棄却 | 私的 | せず | 原告控訴 |
| 千葉地裁 | 04.11.25 | 棄却 | 公的 | せず | 原告控訴 |
| 那覇地裁 | 05.01.28 | 棄却 | 判断せず | せず | 原告控訴 |
| 東京地裁 | 05.04.26 | 棄却 | 判断せず | せず | 原告控訴 |
| 大阪高裁（一次） | 05.07.26 | 棄却 | (地裁否定せず) | せず | 原告上告 |
| 東京高裁（千葉訴訟） | 05.09.29 | 棄却 | 私的 | せず（公的なら違憲の疑い） | |
| 大阪高裁（二次） | 05.09.30 | 棄却 | 公的 | 違憲 | 違憲確定 |
| 高松高裁 | 05.10.05 | 棄却 | 判断せず | せず | |
| 松山地裁 | 06.03.15 | 棄却 | 判断せず | せず | 原告控訴 |

■新聞社の姿勢（ウィキペディア）

読売新聞社：社としての公式見解は、靖国神社に対する批判派、靖国神社参拝は反対派。

靖国神社の廃止や靖国参拝の違法化は主張していない。読売新聞グループ本社会長の渡邊恒雄は、「産経新聞以外の日本のメディアは戦争の責任と靖国神社等の問題について重要な共通認識をもっている」としている。渡邊自身首相の靖国神社参拝には反対の立場を取っており、「日本の首相の靖国神社参拝は、私が絶対に我慢できないことである。今後誰が首相となるかを問わず、いずれも靖国神社を参拝しないことを約束しなければならず、これは最も重要な原則である。…もしその他の人が首相になるなら、私もその人が靖国神社を参拝しないと約束するよう求めなければならない。さもなければ、私は発行部数1000数万部の『読売新聞』の力でそれを倒す」と述べている。

朝日新聞社：社としての公式見解は、靖国神社に対する批判派、靖国神社参拝は反対派。

靖国神社の廃止や靖国参拝の違法化は主張していない。

毎日新聞社：社としての公式見解は、靖国神社に対する批判派、靖国神社参拝は反対派。

靖国神社の廃止や靖国参拝の違法化は主張していない。

産経新聞社：社としての公式見解は、靖国神社に対する肯定派、靖国神社参拝は賛成派。

『産経新聞』では、社説「主張」にて首相の靖国神社参拝（特に終戦の日の参拝）を強く要望しており、参拝しなかった歴代首相や参拝に否定的な政治家を批判している。2009年（平成21年）に麻生太郎首相が終戦記念日の参拝を見送ったことについても批判し、「再考を求めたい」と要望していた。同年8月31日におこなわれた第45回衆議院議員総選挙で自民党が大敗した際には、「麻生首相が靖国神社を終戦の日に参拝しなかったことへの保守層の失望は大きかった」と論評した。また、国立追悼施設の建設に対しても反対の立場を取っている。

2. 天皇の親拝(ウィキペディア)

■天皇の親拝

昭和天皇は、戦後は数年置きに計8度（1945年・1952年・1954年・1957年・1959年・1965年・1969年・1975年）靖国神社に親拝したが、1975年（昭和50年）11月21日を最後に、親拝を行っていない。この理由については、昭和天皇がA級戦犯の合祀に不快感をもっていたから等の意見があったものの具体的な物証は見つかっていなかったが、宮内庁長官であった富田朝彦による「富田メモ」及び侍従のト部亮吾による「ト部亮吾侍従日記」に、これに符合する記述が発見されたとする意見がある。

平成の現在も今上天皇による親拝中止は続いている。なお、例大祭の勅使参向と内廷以外の皇族の参拝は行われている。

■推測される原因1:A級戦犯合祀

1988年（昭和63年）当時の宮内庁長官であった富田朝彦が昭和天皇の発言・会話を手帳にメモしていた。昭和天皇がA級戦犯の合祀に不快感をもっていたことが明確に記されている。そのメモの記述の該当部分を以下に示す。

私は 或る時に、A級が合祀されその上 松岡、白取までもが、
筑波は慎重に対処してくれたと聞いたが
松平の子の今の宮司がどう考えたのか 易々と
松平は平和に強い考があったと思うのに 親の心子知らずと
思っている
だから私 あれ以来参拝していない それが私の心だ

日本経済新聞社が設置した、社外有識者を中心に構成する「富田メモ研究委員会」は、富田メモを調査の上、「他の史料や記録と照合しても事実関係が合致しており、不快感以外の解釈はあり得ない」と結論付けた。

■推測される原因2:三木首相の「私人」発言

戦後、歴代総理大臣は在任中公人として例年参拝していたが、1975年（昭和50年）8月、三木武夫首相（当時）は「首相としては初の終戦記念日の参拝の後、総理としてではなく、個人として参拝した」と発言。同年を最後に、それまで隔年で行なわれていた天皇の親拝が行われなくなったのは、この三木の発言が原因であると言われていた。

桜井よしこら保守論客の多くが主張しているものであるが、一方では、昭和天皇最後の親拝が三木首相参拝の3ヵ月後の同年11月であり、三木発言の後に昭和天皇が親拝したことと矛盾するため、当時から原因とはならないと指摘され、富田メモの発見により等閑視する議論もある。

しかし、国会で問題視されたのは昭和天皇が1975年（昭和50年）11月21日に靖国神社の親拝をされた後であり、そこで既に言質を取られていた三木発言を引用して天皇親拝が私的か公式か議論紛糾したのが実際のところなので、「三木発言の後に昭和天皇が親拝したことと矛盾」はしない。

御親拝は不定期に数年毎行われていたもの。また勅使社の祭祀継続性と関わりはないとする意見がある。

3. 国体護持の主張

■ 桜井よしこオフィシャルサイトから

2005.06.09 (木)「靖国で天皇も政治利用するのか」『週刊新潮』 '05年6月9日号

中国が靖国問題への批判を続けるなか、自民党中枢部に天皇家の参拝を口実とした分祀分霊論が起きている。一例が国会対策委員長の中川秀直氏である。氏は、私の知る限り2度（5月8日の『サンデープロジェクト』、5月29日の『報道2001』）、“A級戦犯”が合祀されているために陛下が参拝出来ない状態は正さなければならないとの主旨を述べた。

小泉純一郎首相に信頼され、国対委員長を務める氏は政権の中枢人物だ。保守政権を担うその人物の発言にしては意外である。なぜなら、天皇家が靖国神社参拝を控えたのは“A級戦犯”合祀とは無関係だからだ。

天皇家は、昭和50(1975)年11月21日の昭和天皇皇后両陛下の参拝を最後に、今日まで、靖国神社には足を運ばれていない。理由の説明は一切ない。ただ、推測は出来る。

時の首相、三木武夫氏は昭和50年8月15日に靖国神社に参拝したが公用車を使わず、肩書きを記帳せず、玉串料を公費から支払わず、閣僚を同行しないことの4条件を以て、「私的参拝」だと述べた。

同年11月21日、前述のように天皇皇后両陛下は靖国神社と千鳥ヶ淵戦没者記念墓苑に参拝された。ところが、前日の11月20日の参議院内閣委員会で日本社会党がこれを問題にした。野田哲、秦豊、矢田部理の3議員が質問に立ったのだ。追及を受けた吉国一郎内閣法制局長官は遂に、天皇の参拝は、「憲法第20条第3項(抵触＝筆者・注)の重大な問題になるという考え方である」と答えた。

「信教の自由」を謳った第20条の第3項には「国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない」と記されている。

それでも陛下は翌日、予定どおり参拝なさった。陛下の参拝とりやめは、参拝をめぐる政治的論争がおさまらないことを懸念した宮内庁が決定したものと思われる。

“A級戦犯”が靖国神社に合祀されたのは、それから3年後の1978年秋の例大祭のときである。そのことが新聞やテレビで報じられたのはさらに半年後の翌79年春の例大祭の直前である。3年の時間差と前後関係から、陛下の靖国参拝中止と“A級戦犯”合祀を因果関係で結ぶのは無理だ。陛下が参拝出来る状況を作るために“A級戦犯”を分祀するという主張は俄に説得力を失う。

中国に屈服する政治家たち

自民党中枢に位置する中川秀直氏がこうした事実を意図的に曲げているとは考えられない。誤解かもしれない。だが万が一、誤解なら、速やかにその誤解は解かねばならない。解かずに、陛下も参拝出来ない状態ではまずいから、“A級戦犯”を分祀すべしと主張し続けることは天皇の政治利用であり、これこそ許せない。天皇の政治利用こそ憲法違反であり、政治家として踏み込んではいかないものだ。もしそこまでして“A級戦犯”を分祀させようとするなら、その政治姿勢は日本の国益や名誉よりも中国の国益と面子を重んじるもので、中国への屈服外交だと非難されても仕方がないだろう。

昭和天皇は、自らの名の下に日本が戦った第二次世界大戦とその犠牲者について、誰よりも深い哀悼の想いを抱いておられたはずだ。戦いで、或いは東京裁判をはじめとする戦争裁判で、犠牲になった全ての人々の慰霊を何よりも大切な務めだと思っておられたはずだ。だからこそ、陛下は靖国神社に関して悲痛ともいえる和歌を残している。

「この年の この日にもまた 靖国の みやしろのことに うれひはふかし」と詠まれたのは、昭和61(1986)年8月15日である。前年の85年、中曽根康弘首相が靖国神社を公式参拝し、

誰でもわかる、必見コピペ NO.3 (靖国問題)

中国がそれを非難した。氏は中国の非難を恐れてその後は参拝を中止した。右の歌はそのような政治の軋轢のなかで翻弄される靖国神社と、合祀されている“A級戦犯”をも含めた全ての人々に対する深い想いを表現したものだ。

昭和63（1988）年8月15日、崩御の4ヵ月半前にも和歌を詠まれた。

「やすらげき 世を祈りしも いまだならず くやしくもあるか きざしみゆれど」

何の兆しがあるかの解説は、無論ない。だが、世の中の靖国を巡る空気は、たしかに柔らいでいたのではないか。たとえば、1975年には天皇の参拝は憲法20条第3項の重要な問題とされたが、77年には三重県津市の地鎮祭訴訟の最高裁判決が、88年には殉職自衛官合祀訴訟の同じく最高裁判決があった。いずれも合憲との判断を通して、政教分離についての考え方も変化してきた。

政教分離は、国家と宗教の関わりを全面否定したものというより、信教の自由を守るための保障だという考えが認識された。津市が神道式の地鎮祭をとり行うことが他宗教への圧迫や干渉にはならないという考えでもある。最高裁の判例は、憲法にうたわれている政教分離は限定的なものだと言ったに等しい。

■ 国に殉じた人々への想い

崩御の少し前に出されたこれらの最高裁判決を“きざし”と解釈された可能性はあるのではないか。いずれの歌からも靖国神社参拝を熱望なさる心情が伝わってくる。陛下の心中の“うれひ”は“A級戦犯”合祀よりも、国に殉じた人々への政治家たちの言動に対する深い失望ではなかったのか。再度、中曽根氏の公式参拝を振りかえってみる。

日本政府は、首相による靖国神社公式参拝について、1980年の鈴木善幸内閣のときに「違憲の疑いは払拭できない」という政府見解を出していた。だが、85年には、同見解は大きく変更された。藤波（孝生）官房長官名の談話には、公式参拝は「今回のような方式によるならば、社会通念上、憲法が禁止する宗教的活動に該当しない」と書かれていた。

「今回のような方式」とは、二礼二拍手一礼などの神道の祭式を一礼のみにするなど簡略化した方式のことだった。中国に気兼ねしてこのように定めて、参拝したにもかかわらず、中国の一喝で中曽根氏は挫（くじ）けたのだ。

首相が国民を代表して国に殉じた人々に感謝し慰霊することが憲法違反であるはずがない。遅まきながら、政府は統一見解を変更して公式参拝は違憲ではないとした。当然のことを認めた矢先であるにもかかわらず、中曽根氏は外国の意向故に、日本国の土台を揺るがせた。陛下はそのことを悲しみ、「うれひはふかし」と詠まれたのではなかったか。

天皇の心をこれ以上曲解し、踏みにじることは許されない。国民と共にありたいとする天皇家の想いに配慮するなら、“A級戦犯”を含む全ての人々の慰霊のためにこそ、靖国神社にお越し頂くのがよいのである。努々（ゆめゆめ）、“A級戦犯”を外して、などと考えるはならない。まして「陛下のために、A級戦犯を外す」などとは、万が一にも言うてはならない。

■ 石破 茂オフィシャルブログ 2013年8月 2日（金）「夏、歴史、靖国など」

八月に入り、今日から臨時国会が始まりました。とは言っても今国会の会期は六日間、衆参両院の構成だけで実質的な審議は秋の臨時国会で行われることとなります。

野党からは予算委員会をはじめとする各種審議の要求があるやに伝えられていますが、いまだに参議院において野党の委員長ポストすら決まらない状況で審議入りなどは出来ません。野党にはまずその態勢を整えていただきたいものですし、われわれ政府・与党も、多くのご指摘には、国会審議がなくてもあらゆる場を活用して適切にお応えしていかなくてはなりません。

憲法改正の手法について麻生副総理の発言が議論を呼んでいます。副総理自身が発言を撤回したのですから、もうこれ以上自民党の側から言及する必要はないものと考えております。

歴史については、常に正確な知識を持つよう心がけていかななくてはならない、と改めて強く自戒したことでした。

八月十五日が近付き、例年のことながら靖国神社に関する認識を問われる機会が増えています。

何回か当欄でも書かせていただいたと思うのですが、靖国神社を建立した際の日本政府の国民に対する約束は、「いかなる人であっても戦争で散華した人は靖国神社に祀られる」「天皇陛下が必ずご親拝下さる」という二点であったはずで。

第一の約束は概ね果たされてはいても、第二については所謂A級戦犯が合祀されて以来、果たされていない状況が続いています。この状況をいかに打開するかが我々政治家の本質的な使命なのであって、参拝するか否かは政治家個人個人の判断に任せ、この問題に真剣に思いを致す必要があると考えます。

「それはお前が参拝しない理由にはならないだろう」とのご指摘は当然ありましようが、そのことが国際的にどのような影響を及ぼし、我が国の国際的な立場がどうなるのかまで考えなくてはならないのも、政治家の務めとしてまた当然のことです。

これについて論ずるのは極めて恐懼すべき事柄ですが、国体の護持をひたすら願っていた所謂A級戦犯の思いと、先帝陛下、今上陛下の大御心を我々は心静かに考える必要があるように思われてなりません。

国体が護持されたからこそ今日の日本があるのであって、その歴史を看過してこの問題を論じてはならないのだと思っております。

この夏は、本当に十数年ぶりに纏まった時間がとれそうです。来し方行く末を想い、自らを見つめなおす時間となればよいと願っております。

週末は三日土曜日が先日逝去された中村博彦参議院議員（副幹事長）のお通夜に参列のため徳島へ参ります。

四日日曜日は地元でいくつかの公的行事に出席の予定となっており、テレビ等の出演の予定はありません。

豪雨災害に見舞われた地域の皆様にお見舞いを申し上げます。

今一つはっきりしない天候の夏です。お元気でお過ごしくださいませ。

■ウィキペディア

国体(こくたい)とは、その国の基礎的な政治の原則を指し、日本語の文脈で使用される際、通常は「天皇を中心とした秩序(政体)」を意味する語となっている。

一般に国体とは、日本神話の、皇室は万世一系の天照大神の子孫であり、永遠に日本を統べ治める権利が神によって与えられている(天壤無窮の神勅)天皇により統治された、人民やふるさとのきまり・格式といった意義。国体論では、とりわけ他国との対比において、王朝交代・易姓革命・近代においては市民革命が起きなかったことを、日本の国体の表れとして重視する。論者の大部分は天皇による国家統治を国体の不可欠の要素として主張する。

■内閣総理大臣その他の国務大臣の靖国神社公式参拝について

昭和60年8月14日

藤波内閣官房長官談話

明日8月15日は、「戦没者を追悼し平和を祈念する日」であり、戦後40年に当たる記念すべき日である。この日、内閣総理大臣は靖国神社に内閣総理大臣としての資格で参拝を行う。

これは、国民や遺族の方々の多くが、靖国神社を我が国の戦没者追悼の中心的施設であるとし、同神社において公式参拝が実施されることを強く望んでいるという事情を踏まえたものであり、その目的は、あくまでも、祖国や同胞等を守るために尊い一命を捧げられた戦没者の追悼を行うことにあり、それはまた、併せて我が国と世界の平和への決意を新たにすることでもある。

靖国神社公式参拝については、憲法のいわゆる政教分離原則の規定との関係が問題とされようが、その点については、政府としても強く留意しているところであり、この公式参拝が宗教的意義を有しないものであることをその方式等の面で客観的に明らかにしつつ、靖国神社を援助、助長する等の結果とならないよう十分配慮するつもりである。

また、公式参拝に関しては、一部に、戦前の国家神道及び軍国主義の復活に結び付くのではないかとの意見があるが、政府としては、そのような懸念を招くことのないよう十分配慮してまいりたいと考えている。

さらに、国際関係の面では、我が国は、過去において、アジアの国々を中心とする多数の人々に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立って平和国家としての道を歩んで来ているが、今般の公式参拝の実施に際しても、その姿勢にはいささかの変化もなく、戦没者の追悼とともに国際平和を深く念ずるものである旨、諸外国の理解を得るよう十分努力してまいりたい。

なお、靖国神社公式参拝に関する従来の政府の統一見解としては、昭和55年11月17日に、公式参拝の憲法適合性についてはいろいろな考え方があり、政府としては違憲とも合憲とも断定していないが、このような参拝が違憲ではないかとの疑いをなお否定できないので、事柄の性質上慎重な立場をとり、差し控えることを一貫した方針としてきたところである旨表明したところである。それは、この問題が国民意識と深くかかわるものであって、憲法の禁止する宗教的活動に該当するか否かを的確に判断するためには社会通念を見定める必要があるが、これを把握するに至らなかったためであった。

しかし、このたび、「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」の報告書を参考として、慎重に検討した結果、今回のような方式によるならば、公式参拝を行っても、社会通念上、憲法が禁止する宗教的活動に該当しないと判断した。したがって、今回の公式参拝の実施は、その限りにおいて、従来の政府統一見解を変更するものである。

各閣僚は、内閣総理大臣と気持ちを同じくして公式参拝に参加しようとする場合には、内閣総理大臣と同様に本殿において一礼する方式、又は、社頭において一礼するような方式で参拝することとなるが、言うまでもなく、従来どおり、私的資格で参拝することなども差し支えない。靖国神社へ参拝することは、憲法第20条の信教の自由とも関係があるので、各閣僚自らの判断に待つべきものであり、各閣僚に対して参拝を義務付けるものでないことは当然である。

■平成14年4月21日 外務省発表 「小泉総理演説 靖国神社参拝に関する所感」

本日、私は靖国神社に参拝いたしました。

私の参拝の目的は、明治維新以来の我が国の歴史において、心ならずも、家族を残し、国のために、命を捧げられた方々全体に対して、衷心から追悼を行うことであります。今日の日本の平和と繁栄は多くの戦没者の尊い犠牲の上にあると思います。将来にわたって、平和を守り、二度と悲惨な戦争を起こしてはならないとの不戦の誓いを堅持することが大切であります。

国のために尊い犠牲となった方々に対する追悼の対象として、長きにわたって多くの国民の間で中心的な施設となっている靖国神社に参拝して、追悼の誠を捧げることは自然なことであると考えます。

終戦記念日やその前後の参拝にこだわり、再び内外に不安や警戒を抱かせることは私の意に反するところであります。今回、熟慮の上本日を選んで参拝したのは、例大祭に合わせて参拝することによって、私の真情を素直に表すことができると考えたからです。このことについては、国民各位にも十分御理解いただけるものと考えます。

■平成17年10月 外務省発表「靖国神社参拝に関する政府の基本的立場」

小泉総理は、今日の日本の平和と繁栄が、戦没者の尊い犠牲の上に成り立っているとの強い思いを抱いている。そして、祖国のために心ならずも戦場に赴き命を落とさなければならなかった方々に対し、心からの哀悼、敬意及び感謝の気持ちを捧げると共に、戦没者が目にするのができなかった今日の日本の平和と繁栄を守ることの重要性を自覚し、不戦の誓いを込めて、総理の職務としてではなく、一人の国民としての立場で靖国神社に参拝している。

小泉総理の靖国神社参拝が、過去の軍国主義を美化しようとする試みではないかとの見方は誤りである。総理はかねて、靖国神社への参拝は、多くの戦没者に敬意と感謝の意を表すためのものであり、A級戦犯のために参拝しているのではなく、また、日本が極東国際軍事裁判の結果を受け入れていることを明言している。総理はまた、我が国が、「植民地支配と侵略によって、多くの国々、とりわけアジア諸国の人々に対して多大の損害と苦痛を与えた」ことを認め、「歴史の事実を謙虚に受けとめ、痛切なる反省と心からのお詫びの気持ちを常に心に刻」むべきことや、「世界の国々との信頼関係を大切にして、世界の平和と繁栄に貢献していく決意」であることを、繰り返し表明している。この考えは、最近では4月のアジア・アフリカ会議での総理の演説において、世界に向けて明確に発信され、戦後60年にあたる8月には、総理の談話として発表された。

今日の東アジアは、世界でも有数の発展した地域となる機会を得つつある。将来の東アジア共同体形成も共通の課題となっている。日本は、この歴史的転換点にあって、東アジアの未来のため、建設的に貢献していく決意であり、そのため、中国・韓国を含め、アジア近隣諸国との友好協力関係を極めて重視している。日本はすでに戦後60年間、この姿勢を行動で示してきた。そして、今後も、近隣諸国との関係を一層強化し、東アジア地域の平和と安定に貢献していくことが、日本の最重要政策の一つである。

4. 靖国神社とは(ウィキペディア)

■概要

靖国神社の前身である東京招魂社は、大村益次郎の発案のもと明治天皇の命により、戊辰戦争の戦死者を祀るために1869年（明治2年）に創建された。後に、1853年（嘉永6年）のアメリカ東インド艦隊の司令官、ペリーの浦賀来航以降の、国内の戦乱に殉じた人達を合わせ祀るようになる。1877年（明治10年）の西南戦争後は、日本国を守護するために亡くなった戦没者を慰霊追悼・顕彰するための、施設及びシンボルとなっている。

「国に殉じた先人に、国民の代表者が感謝し、平和を誓うのは当然のこと」という意見の一方、政教分離や歴史認識、近隣諸国への配慮からも政治家・行政官の参拝を問題視する意見がある。終戦の日である8月15日の参拝は太平洋戦争の戦没者を顕彰する意味合いが強まり、特に議論が大きくなる。

日本兵が戦友と別れる際、「靖国で会おう」と誓ったことから、靖国神社は日本兵の心の拠り所としてのシンボルの一つであった。他方、戦争被害を受けたと主張する中国、韓国、北朝鮮の3カ国は、靖国神社にA級戦犯が合祀されていることを理由として、日本の政治家による参拝が行われる度に反発している。もっとも、1978年にA級戦犯の合祀がされた後も、大平正芳、鈴木善幸、中曽根康弘が首相就任中に参拝をしているが、1985年における中曽根康弘の参拝までは、なんらの抗議も懸念も表明されたようなことはなかった。1985年の参拝に対しては、それに先立つ同年8月7日付で、朝日新聞記事により『靖国問題』として特集が組まれると、その一週間後の8月14日、中国政府が、史上初めて、公式に靖国神社の参拝への懸念を表明するに至った。

中国、韓国、北朝鮮が、靖国参拝に公式に非難する国として知られているが、個人としては華僑出身のいわゆる中国系のシンガポール首相、リー・シェンロンが不快感を表明したことがある。アメリカの在郷軍人会のなかにも批判があるといわれている。また、当時日本領であった台湾（中華民国）からも徴兵による戦死者が多数出しており、一部で批判があるが、これは台湾戦死者の靖国への合祀に対するものであり参拝への非難ではない。

■祭神

幕末から明治維新にかけて功のあった志士に始まり1853年（嘉永6年）のペリー来航（所謂「黒船来航」）以降の日本の国内外の事変・戦争等、国事に殉じた軍人、軍属等の戦没者を「英霊」と称して祀り、その柱数（柱（はしら）は神を数える単位）は2004年（平成16年）10月17日現在で計246万6532柱にも及ぶ。当初は祭神は「忠霊」・「忠魂」と称されていたが、1904年（明治37年）から翌年にかけての日露戦争を機に新たに「英霊」と称されるようになった。この語は直接的には幕末の藤田東湖の漢詩「文天祥の正気の歌に和す」の「英霊いまだかつて泯（ほろ）びず、とこしえに天地の間にあり」の句が志士に愛唱されていたことに由来する。

本殿での祭神の神座は当初は1座であったが、1959年（昭和34年）に創建90年を記念して台湾神宮および台南神社に祀られていた北白川宮能久親王と、蒙疆神社（張家口）に祀られていた北白川宮永久王とを遷座合祀して1座を新たに設けた。従って現在の神座は、英霊を祀る1座と能久親王、永久王を祀る1座の2座である。

■「8月15日」

8月15日は第二次世界大戦（大東亜戦争・太平洋戦争）停戦日であるが、それ自体は神社の

誰でもわかる、必見コピペ NO.3 (靖国問題)

儀式と無関係なために、神社としての公式な祭事・行事は行われぬ。よって、拝殿に掲げる幕も通常時の白色のままである。

しかし、神社支援団体等による式典や、すぐ傍の日本武道館にて政府主催の全国戦没者追悼式が催される為もあり、戦没者の遺族・戦友、大臣やみんなで靖国神社に参拝する国会議員の会に参加する政治家、更には全国から靖国神社を支持・支援する者の参拝があり、年間を通して最も多くの参拝者が集う日となっている。また、大村益次郎像の後方付近においては現在でも、上記の「戦没者追悼中央国民集会」が行われ、大東亜戦争に関わる者や著名人による講演などが行われている。

一方で神社のあり方や存在に反対する者（例えばA級戦犯合祀に反対する諸派）も多数集まり、参拝者の一部と境内や周辺で小競り合いを起こすようなこともある。また、各地の右翼団体や外国人のほか軍装したコスプレイヤー（殆どの者が戦後世代の軍隊、自衛隊未経験者）、国内外のマスメディアも数多く取材に訪れ、一年のうちで最も注目を集め、かつ最も騒々しくなる日となっている。そのため、警視庁の一般警察官に加え、多数の機動隊員により日本武道館・神社周辺が厳重に警備される。

■組織・運営

靖国神社は単立神社として神社本庁との包括関係に属していない。これは、「靖国神社は日本国の護持の神社であり、いつかは国に返すべきなので、特定の宗教法人の包括下に入るべきではない」という靖国神社・神社本庁双方の判断によるものである。このような経緯のため、靖国神社と神社本庁とは包括・被包括の関係にないながらも密接な協調関係を保っている。例えば神社本庁は靖国神社崇敬奉賛会の法人会員となっている。神社本庁に属さない神社であるため、宮司以下の神職は神社本庁の神職の資格を持った人物である必要はない。例えば第6代宮司の松平永芳はもともと神職ではなかった。この場合、祭式などの研修をまず受ける事になる

靖国神社をめぐる諸問題に関する神社本庁の基本見解

平成17年6月9日

小泉首相の靖国神社参拝に対する中国などからの批判をめぐって、所謂「A級戦犯」に関する問題が再燃している。

神社本庁は、戦争裁判の受刑者に対するわが国政府の一連の措置に基づき、戦争裁判犠牲者を昭和受難者として合祀してきた靖国神社の姿勢を支持するとともに、祭神の「分祀」の意味を誤解し、神社祭祀の本義から外れた議論がなされていることに対して、深い憂慮の念を禁じ得ない。

神社本庁はかかる事態に鑑み、靖国神社をめぐる諸問題に関して、次の通り基本的見解を示すものである。

①靖国神社は日本における戦没者慰霊の中心的施設である。

明治維新以来の国難殉難者、戦没者をお祀りする靖国神社は、戦後、国家と直接的な関わりが絶たれた後も、遺族の悲願でもあった大東亜戦争の戦没者合祀を使命として受け継ぎ、創祀以来の伝統のもとに戦没者に対する慰霊と感謝の祭祀を営んできている。靖国神社はそうした歴史と伝統のもとに、わが国の戦没者に対する国民的な祈りの場としての役割を担っている。

②祭神の分離といい意味の「分祀」は、神社祭祀の本義からあり得ない。

神社祭祀における分祀(祭)とは、人々の崇敬心に基づいて新しく神社を創建したり、あるいは神社に新たな御祭神を祀るために、元宮となる神社から御神霊をお迎へするための祭祀のことであるが、分祀が行われても元宮の御祭神や祭祀に何ら変わるところはない。神社

誰でもわかる、必見コピペ NO.3 (靖国問題)

祭祀は、このような神道の神観念や靈魂観に基づいており、「A級戦犯」とされた方々のみを御神座から「分離」という意味での「分祀」はあり得ないとする靖国神社の見解は当然である。神社本庁は、靖国神社をめぐる、神社の尊厳に直接関する御祭神の問題までが政治やマスコミの場で軽々に議論されていることに対して、遺憾の意を表明するものである。

③首相は内外からの干渉を排して靖国神社参拝を継続すべきである。

講和条約発効後、吉田茂首相以下歴代の首相は、春秋の例祭などに合わせての靖国神社参拝を半ば恒例化していた。首相や官僚の靖国神社公式参拝を合憲とする政府見解(昭和60年)も変更されていない。また所謂「A級戦犯」を靖国神社が昭和53年に合祀し、その事実が報道された後も、大平、鈴木、中曽根の各首相は靖国神社への参拝を継続していたが、昭和60年の中曽根公式参拝までは「A級戦犯」合祀を理由とした中国からの批判は見られない。

日本の歴史と伝統に基づいた戦死者慰霊の場である靖国神社に関わる事柄は、本来憲法問題でもなく、ましてや外交問題にされるような性質の問題でもない。政府においては、内外からの不当な圧力を排し、首相の靖国神社参拝を支えていくことが、国民の負託に応える道である。

④所謂「A級戦犯」の合祀は、国会の決議と政府の対応に基づくものである。

講和条約後、わが国政府はすべての戦争裁判による死亡者に対して、戦歿将兵と同様の扱いをしてきた。日本国政府は講和条約第十一条の規定において「連合国戦争犯罪法廷の裁判を受諾」したとされるが、これは、条約発効後も判決の効力を維持させるための措置であり、わが国が裁判の正当性をも承認したことを意味するものではない。

その後、「戦犯」の釈放や罷免に関する国会決議は衆参合わせて四度にわたり、遺族援護法、恩給法も数次に亘る改正が行われ、BC級を含むすべての「戦犯」刑死者・獄死者の遺族、また「戦犯」本人もその他の戦死者遺族、軍人軍属と何ら区別されることなくその対象とされた。

靖国神社は、こうした政府の措置に基づき、「A級戦犯」を含むすべての戦争裁判犠牲者を昭和殉難者として合祀してきたのである。

もとより、戦争裁判受刑者は国内法上の犯罪者ではなく、それらの裁判が、戦勝国により国際法や近代刑法の諸原則をも考慮せず開廷され、進められた不公正な裁判であったことを強く認識すべきである。

以上

第103回国会(臨時会)

答弁書

答弁書第一号

内閣参質一〇三第一号

昭和六十年十一月五日

内閣総理大臣 中 曾 根 康 弘

参議院議長 木 村 睦 男 殿

参議院議員秦豊君提出靖国問題の基本的認識に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員秦豊君提出靖国問題の基本的認識に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

内閣総理大臣その他の国务大臣の公的な資格での靖国神社への参拝（以下「靖国神社公式参拝」という。）については、去る八月十五日、国民や遺族の方々の多くが、靖国神社を我が国における戦没者追悼の中心的施設であるとし、同神社において公式参拝が実施されることを強く望んでいるという事情を踏まえ、祖国や同胞等のために尊い一命を捧げられた戦没者の追悼を行い、併せて我が国と世界の平和への決意を新たにする目的で実施したものである。

これに先立ち、八月十四日の内閣官房長官談話により、昭和五十五年十一月十七日の政府統一見解を一部変更する旨明らかにしたが、政府統一見解の変更及び靖国神社公式参拝の実施は、「閣僚の靖国神社参拝問題に関する懇談会」の報告書等を参考として、政府として慎重に検討した結果行つたものである。

四について

去る八月十五日の靖国神社公式参拝は、憲法第二十条第三項で禁止されている「国の宗教的活動」に該当しないから同項に違反せず、したがって、憲法第九十九条に違反することもないと考える。

五及び六について

靖国神社は宗教法人法に基づく宗教法人であり、アーリントン墓地は国立の墓地であるという点で異なる面はあるが、去る八月十五日の靖国神社公式参拝は、国民や遺族の方々の多くが同神社を我が国における戦没者追悼の中心的施設であると考えているという事情を踏まえて実施したものである。

七及び十四について

日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）第十一条により、我が国は、極東国際軍事裁判所の裁判を受諾している。

八、九、十二及び十三について

去る八月十五日の靖国神社公式参拝は、戦没者の追悼を行うことを目的とするものであり、過去に我が国が行つた行為を正当化するような意図によるものでは全くない。また、我が国は、過去においてアジアの国々を中心とする多数の人々に多大の苦痛と損害を与えたことを深く自覚し、このようなことを二度と繰り返してはならないとの反省と決意の上に立つて、平和国家としての道を歩んで来ており、かかる反省と決意にはいささかの变化もない。

十及び十一について

中国側が種々の機会を通じて表明した見解は十分承知している。今後の日中関係については、両国が、率直な意見交換を通じ、相互理解を増進し、両国友好関係の一層の増進に引き続き取り組むという折り目正しい態度を堅持していくべきものとする。

十五について

去る八月十五日の靖国神社公式参拝は、戦没者の追悼を行う目的で実施したものであり、御指摘のような問題とは関係がない。

十六について

御指摘のような打診をしたことはない。

十七について

靖国神社公式参拝は制度化されたものではないので、今後、これを実施するかどうかは、その機会があるたびに、内閣総理大臣その他の国務大臣がそれぞれ判断することとなるものとする。

十八について

次回東京サミットでは、各国の元首等に対して靖国神社への参拝を要請する考えはない。

十九について

靖国神社の合祀対象者の範囲は、同神社が決定しているところである。

二十について

去る八月十五日の靖国神社公式参拝は、国民や遺族の方々の多くの要望にこたえて実施したものであり、御指摘の「戦後の総決算」といったようなことを意図して行つたものではない。